

# 平成30年度第1回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成30年8月27日（月）

午後2時から4時まで

場 所：鶴岡市役所大会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 主催者挨拶

4. 委員紹介並びに事務局紹介

5. 会長・副会長選任

6. 会長・副会長挨拶

7. 議 事

（1）平成29年度鶴岡市廃棄物行政の実績について

（2）平成30年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について

8. そ の 他

可燃ごみ減量啓発について（食品ロス削減、事業系ごみ適正排出）

9. 閉 会

## (1) 平成29年度鶴岡市廃棄物行政の実績について

### I. 平成29年度鶴岡市一般廃棄物の処理実績について

#### (1) ごみ処理量

平成29年度のごみ排出量（資源回収量除く）は総量で41,751 tとなり、対前年度比で511 t（1.21%）の減となった。うち、家庭系ごみは29,445 tで前年度比325 t（1.09%）の減、事業系ごみも12,306 tと186 t（1.49%）の減となった。（表1・グラフ1）

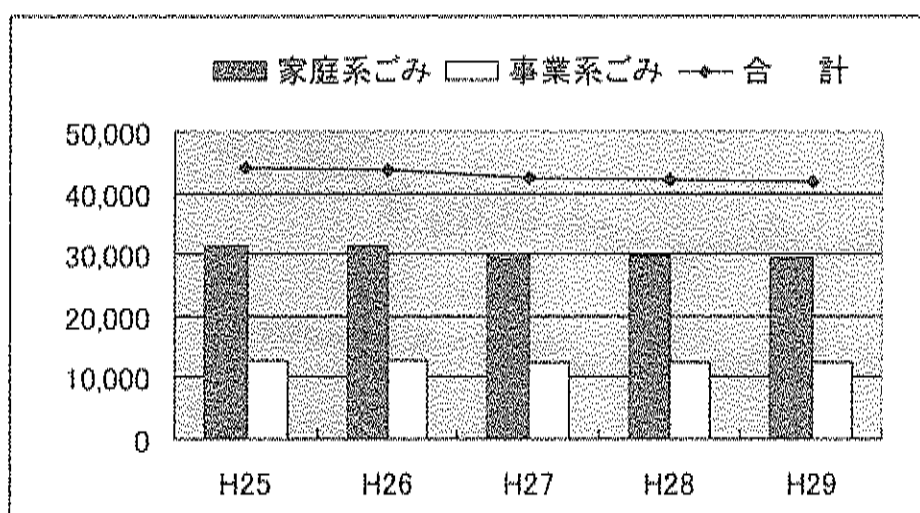
一方、各年度の年度末人口数で除した一人一日あたりのごみ量は、家庭系ごみで632 gと前年度より1 g増、ごみ総量では895 gとなり前年度同値となった。

（表2・グラフ2）

（表1）家庭系・事業系廃棄物量比較

年度	H25	H26	H27	H28	H29
家庭系ごみ (t)	31,316	31,305	30,180	29,770	29,445
事業系ごみ (t)	12,743	12,607	12,382	12,492	12,306
合計	44,059	43,912	42,562	42,262	41,751
前年度比(家庭系ごみ)(%)	-2.58	-0.04	-3.59	-1.36	-1.09
前年度比(事業系ごみ)(%)	1.77	-1.07	-1.78	0.89	-1.49
前年度比(合計)(%)	-1.36	-0.33	-3.07	-0.70	-1.21

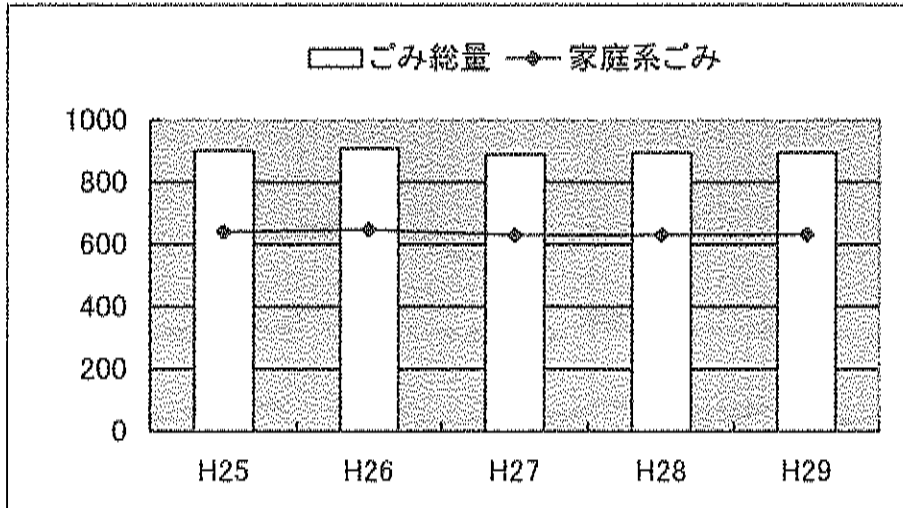
（グラフ1）家庭系・事業系廃棄物量比較



（表2）家庭系ごみ及びごみ総量1人一日あたり量の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29
家庭系ごみ (g)	641	648	630	631	632
ごみ総量 (g)	902	909	889	895	895

(グラフ 2) 家庭系ごみ及びごみ総量 1 人一日あたり量の推移

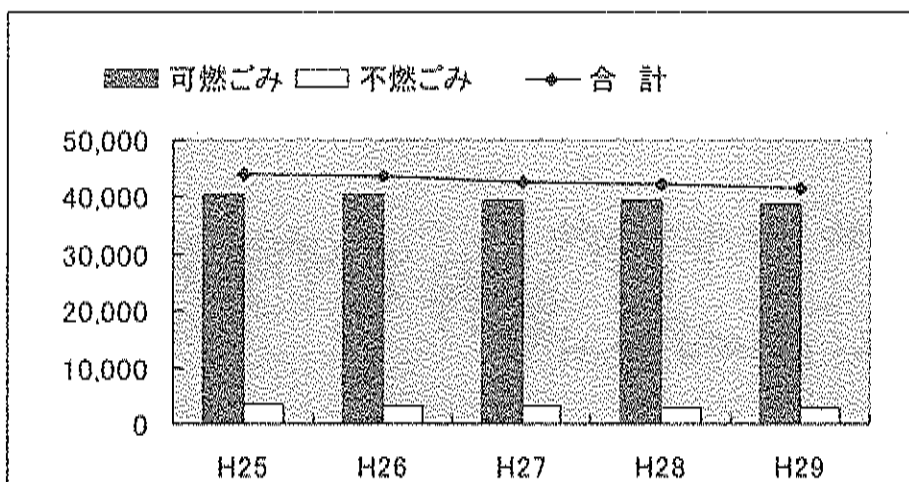


粗大ごみを除いた可燃ごみ・不燃ごみ別では、可燃ごみは 38,811 t で前年度比 486 t (1.24%)、不燃ごみは 2,847 t で前年度比 44 t (1.52%) それぞれ減少となった。(表 3・グラフ 3)

(表 3) 可燃ごみ・不燃ごみ収集量比較

年度	H25	H26	H27	H28	H29
可燃ごみ (t)	40,564	40,651	39,443	39,297	38,811
不燃ごみ (t)	3,415	3,187	3,053	2,891	2,847
合計 (t)	43,979	43,838	42,496	42,188	41,658
前年度比較(可燃ごみ)(%)	-1.36	0.21	-2.97	-0.37	-1.24
前年度比較(不燃ごみ)(%)	-1.76	-6.68	-4.19	-5.31	-1.52
前年度比較(合計)(%)	-1.39	-0.32	-3.06	-0.72	-1.26

(グラフ 3) 可燃ごみ・不燃ごみ収集量比較



家庭系ごみの内訳は可燃ごみが 26,505 t で 90.3% を占めており、昨年度同様の割合となった。(表 4)

(表 4) 家庭系ごみの可燃ごみ・不燃ごみ割合

年度	H25	H26	H27	H28	H29
可燃ごみ割合(%)	89.1	89.8	89.7	90.3	90.3
不燃ごみ割合(%)	10.9	10.2	10.3	9.7	9.7

※家庭系ごみ：市が収集したごみ及び家庭から市施設へ直接搬入された可燃ごみや粗大ごみ量

※事業系ごみ：事業所から直接または許可業者の収集運搬で市施設へ搬入された可燃ごみの量

※生活系ごみ：家庭系ごみに資源回収量を加えたごみの量

《各数値についての考察》

- ・ペットボトル、アルミ缶等の素材の軽量化が進み、不燃ごみ重量が減少。
- ・マイバック持参運動など 3R 推進に関する啓発による排出抑制効果。
- ・家庭系ごみの 9 割以上、ごみ総量の約 93% を可燃ごみが占めており、いかにその量を減らすかがごみ減量の鍵となっている。

(2) ごみ処理原価

平成 29 年度のごみ処理に係る原価については現在その数値を精査中で、当該資料に明示することができません。確定次第、提示させていただきます。

(表 1) 全体のごみ処理原価 (家庭系・事業系)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
可燃ごみ(円/t)	8,166	8,400	8,192	8,281	
不燃ごみ(円/t)	48,066	53,115	58,582	61,175	
最終処分(円/t)	10,377	5,187	4,712	13,795	

(表 2) 家庭系ごみの原価計算

年度	H25	H26	H27	H28	H29
収集原価(円/t)	11,552	12,783	13,277	13,738	
処理原価(円/t)	13,994	13,705	14,002	15,401	
計(円/t)	25,546	26,488	27,279	29,139	
1 世帯あたり金額(円/年)	16,619	16,993	16,800	17,689	
1 人あたり金額(円/年)	5,983	6,202	6,221	6,632	

## II. ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取組みについて

### (1) ごみ分別説明会等の実施

各町内会等に出向き実施した「ごみ分別出前講座会」は、以下のとおりとなっており、前年度より減少している。

また、環境フェアつるおかをはじめ市内で開催されたイベント会場や市役所市民ホールで、分別啓発展示を実施した。

年度	実施回数	参加者数	備考(展示会場)
27	47回	1,476名	7会場
28	38回	1,219名	9会場
29	26回	1,151名	7会場

### (2) 早朝立哨指導の実施

早朝、ごみの排出時間に合わせて、ごみステーションにおいて、ごみ分別等の指導をおこなった。

前年度より、実施ステーション数は減ったものの、協力者数は増加しており、廃棄物減量等推進員をはじめとした町内会との協同事業として確立している。

年度	実施回数	ステーション数	町内会協力者
27	14件	36か所	37名
28	5件	17か所	40名
29	10件	27か所	63名

### (3) 資源回収運動の取組み(資料2参照)

登録団体数は前年度と同程度となっているが、総回収量は6%ほど減っており、報奨金実績も減額となっている。

古紙類は減少しているが、その中で、「雑がみ」の集団回収量は前年実績から増加しており、広報の効果が表れたと思われる。

3Rの意識付けが進んでいると思われる。

### (4) 使用済小型家電品回収事業

平成25年度より回収事業を実施している。29年度は環境フェアつるおか2017でのイベント回収を実施したほか、年末年始にクリーンセンターや庁舎所管課での窓口回収を実施した。

回収量は平成28年度から減少に転じているが、家庭内に長く保管されていた古い製品がある程度排出されたことと、平成28年度から実施したリサイクルプラザのパソコン窓口回収の影響と考えられる。

## (5) リサイクルプラザの取り組み

### 夏休み親子リサイクル体験教室

小学生の夏休み期間中に開催。今回は身近なものを使っての工作体験とした。24名の親子が参加し、大人も楽しめる教室となりました。

- ゴム鉄砲 (廃材) H29.7.30 24名



### リサイクルプラザ休日見学会

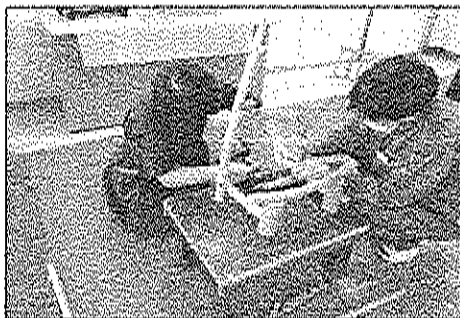
今回で9回目となる休日見学会を、9月3日(日)に開催。総数232名と多くの来場者があった。

イベントとして、再生品の抽選・エコキャンドル作り・エコキャンドル・鶴岡高専の学生による科学体験教室のほか、この機会ではか目にすることのできない施設内部見学(くるりん館探検隊)などを実施しました。



### クラフト教室

流木やいらなくなった小瓶を使って、色々なクラフト教室を開催しました。



流木クラフト



ガラスアート

### 出張展示

リサイクル意識の啓発とリサイクルプラザ紹介のため、市役所ロビーや地域庁舎、コミセンなどで出張展示を実施しました。



朝日産業文化まつり



第6学区コミセンまつり

### Ⅲ. 一般廃棄物処理施設の状況について

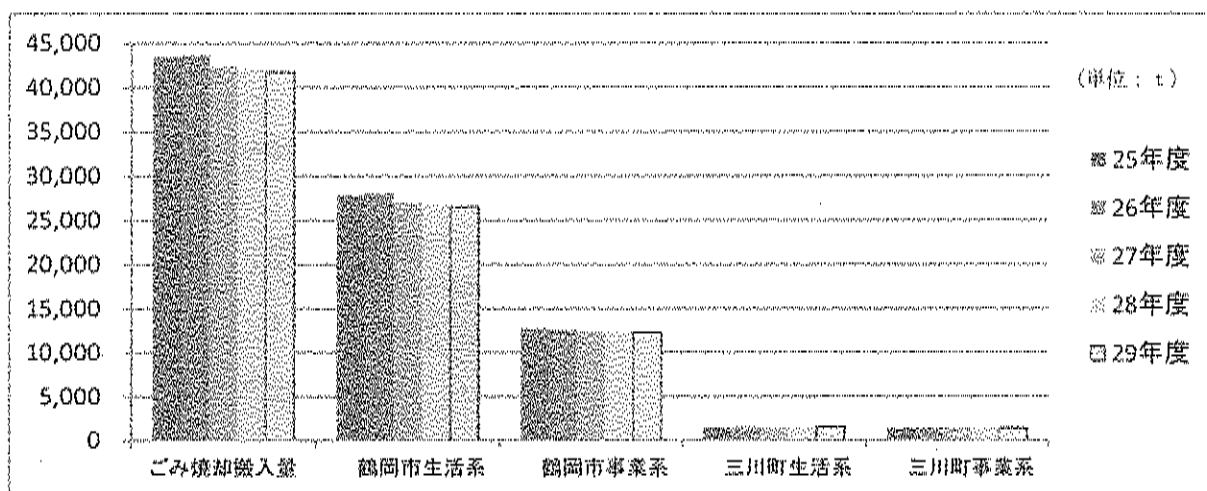
#### (1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設への搬入量は、全般的に減少傾向にあり、平成 29 年度は 41,758 t で、前年度比で 478 t (1.1%) 減少した。

搬入内容をみると、鶴岡市の生活系ごみは、26,505 t、前年度比 300 t (1.1%) の減で、事業系ごみは 12,306 t、前年度比 186 t (1.5%) の減となっている。三川町の生活系ごみは、1,540 t、前年度比 24 t (1.6%) の増、事業系ごみは、1,407 t、前年度比 16 t (1.1%) の減となっている。

施設の管理については、運転管理業務の民間への委託を平成 26 年度から夜間のみから全日に拡大しているが、適切な運転管理業務が行われた。また、各種機械設備の定期保守点検や整備補修、排出ガス分析業務などを実施し、施設の適正な維持管理に努めた。

なお、ごみ焼却施設は老朽化のため新施設建設準備を進め、平成 25 年度に循環型社会推進地域計画及びごみ焼却施設整備基本構想を策定し、平成 26～27 年度は、生活環境影響調査及び施設整備基本計画の策定を実施、平成 28 年度には、DBO 方式による事業者選定手続きを開始し、平成 29 年度に総合評価一般競争入札による事業発注により落札者を決定し事業契約締結した。平成 30 年度から建設工事に着手し、現在、既存施設の解体と並行し実施設計を進めている。

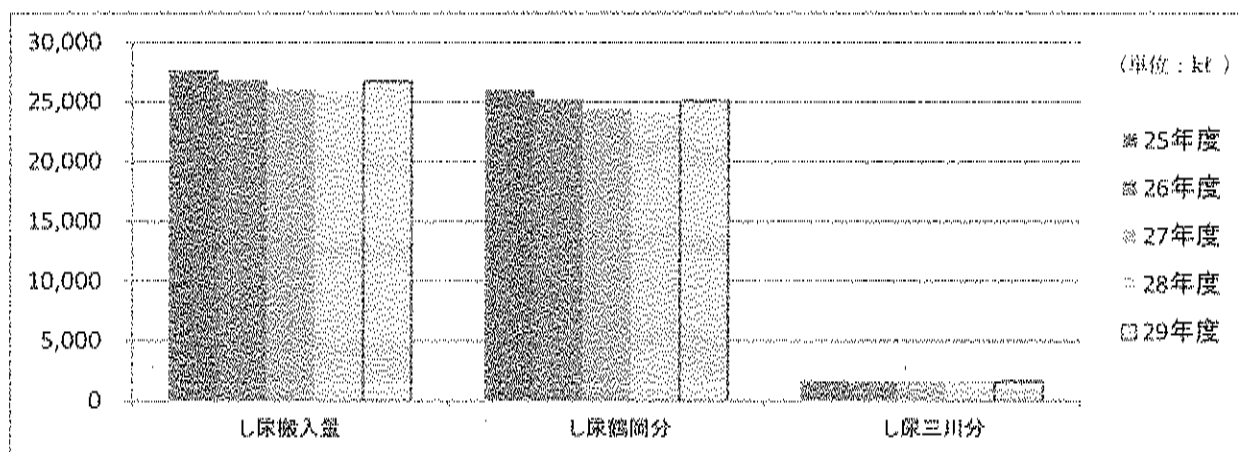


## (2) し尿処理施設

生し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及や農業・漁業集落排水事業などの進捗により減少傾向にあったが、平成 29 年度は農集排処理施設の統廃合により廃止した施設の汚泥処理で、処理量は 26,771 kℓ、前年度比で 868 kℓ (3.4%) の増と一時的に増加した。

内訳を見ると、鶴岡市は 25,110 kℓ、前年度比で 866 kℓ (3.6%) の増となっており、三川町は 1,661 kℓ、前年度比 2 kℓ (0.1%) の増となっている。

施設の運転管理業務は民間に委託しており、各種機械設備については、定期保守点検や整備補修、処理水の分析業務などを実施し、衛生的かつ効率的な処理を行った。



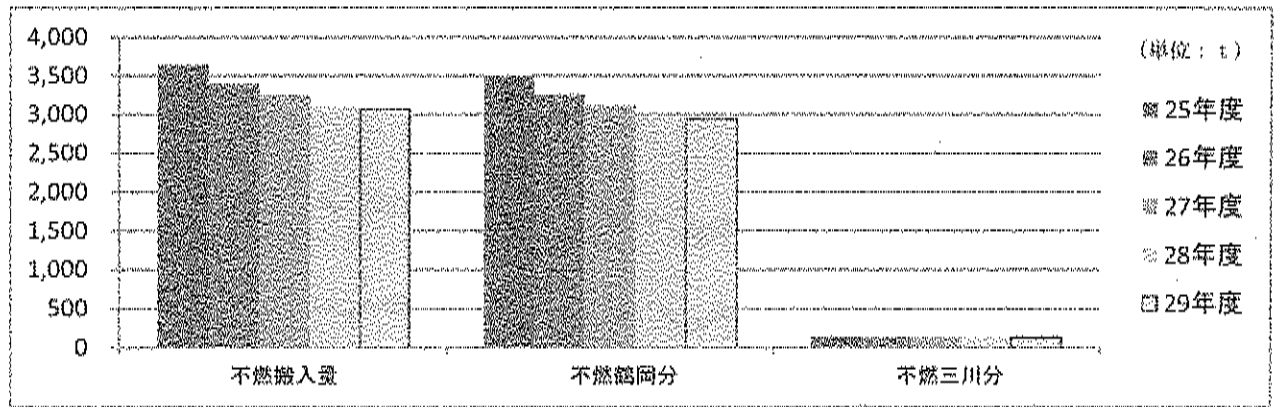
## (3) 中間処理施設 (リサイクルプラザ)

不燃ごみの搬入量は全般的に減少傾向にあり、平成 29 年度は 3,072 t で、前年度比 27 t (0.9%) 減少した。

内訳を見ると、鶴岡市の不燃ごみは 2,940 t、前年度比 27 t (0.9%) の減で、三川町の不燃ごみは 131 t、前年度比 1 t (0.8%) の減となっている。

施設の運転管理については、効率的な運営を推進するため株式会社鶴岡地区クリーン公社に委託しているが、適切に運転管理業務が行われた。

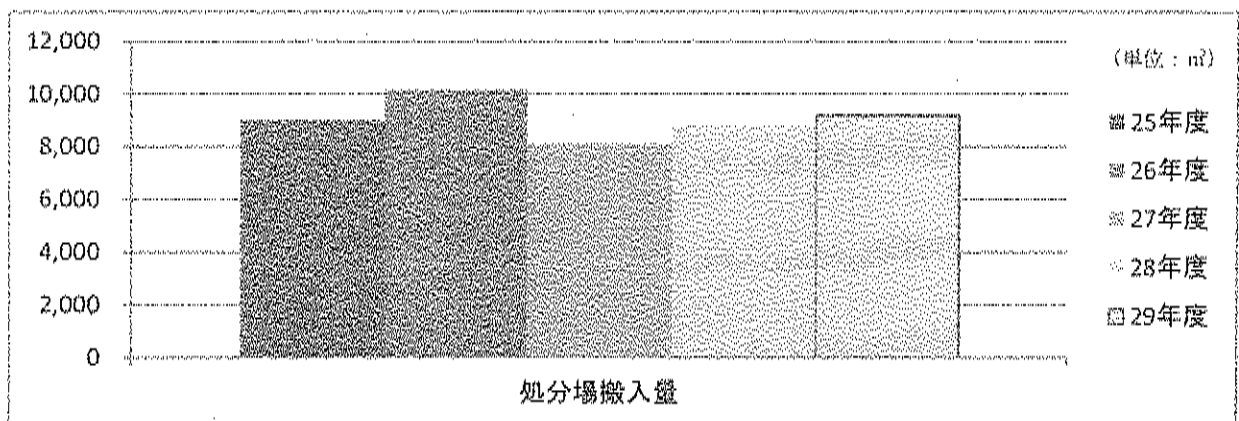




#### (4) 最終処分場

平成 29 年度の埋立量は 9,185 m<sup>3</sup>、前年度比 368 m<sup>3</sup> (4.2%) の増となっている。また、全体計画埋立容量 225,000 m<sup>3</sup> に対し、平成 29 年度末の累計埋立量は 205,682 m<sup>3</sup> となっており、全体の 91.4% となっている。

焼却処理の変更から供用開始時より 6 年施設の延命化が図られたが、残余容量が少なくなってきたことから、新たな施設の整備に向け、平成 26 年度に廃棄物処理施設適地事前調査を実施、27 年度から対象地区住民等への説明会を行い、28 年度に基本計画を策定、29 年度から用地測量、地質調査、生活環境影響調査、基本設計及び実施設計を実施し、30 年度の工事着工を目指している。



資料1

一般廃棄物排出量等の実績及び計画

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成37年度 基本計画
	実績		実績		実績		実施計画		実績		
①家庭系ごみ =②+③+④	31,316	31,305	30,180	29,770	31,013	29,445	30,565	28,737			
②可燃ごみ	27,821	28,044	27,061	26,805	27,769	26,505	27,372				
③不燃ごみ	3,415	3,187	3,053	2,891	3,164	2,847	3,112				
④粗大ごみ	80	74	66	74	80	93	81				
⑤資源回収量	4,452	4,218	3,922	3,725	4,275	3,496	4,771	5,140			
⑥生活系ごみ =①+⑤	35,768	35,523	34,102	33,495	35,288	32,941	35,336	33,877			
⑦事業系ごみ	12,743	12,607	12,382	12,492	12,531	12,306	12,494	12,418			
⑧ごみ排出量 =⑥+⑦ (参考)資源回収除くごみ排出量 =①+⑦	48,511 44,059	48,130 43,912	46,484 42,562	45,987 42,262	47,819 43,544	45,247 41,751	47,830 43,059	46,295 41,155			
⑨施設資源化量(三川町分含む)	2,242	2,192	2,172	2,055	2,181	2,019	2,053				
リサイクル率(%) (⑤+⑨)/⑧	13.8	13.3	13.1	12.6	13.5	12.2	14.3	15.4			
家庭系ごみ 1人1日当り排出量(e)	641	648	630	631	655	632	645				
生活系ごみ 1人1日当り排出量(e)	732	736	712	710	746	707	747				
ごみ排出量 1人1日当り排出量(e)	993	997	971	974	1,011	970	1,011				
各年度末人口(人)	133,831	132,313	130,849	129,323	129,630	127,736	129,652	118,239			

## 資源回収実績

		27年度	28年度	29年度	
集団回収	登録団体数	396	399	399	
	実施回数 (1団体平均)	2,471 (6.2)	2,596 (6.5)	2,624 (6.5)	
	回収量 (kg)	新聞紙	1,901,360	1,828,025	1,709,856
		雑誌	892,878	833,249	780,352
		ダンボール	865,026	829,569	825,562
		飲料用パック	11,893	10,734	10,013
		雑がみ	11,256	19,998	17,853
		古紙類計	3,682,413	3,521,575	3,343,636
		金属類	23,377	24,238	26,881
	びん類	(94,908本) 70,757	(88,991本) 66,286	(79,974本) 59,955	
	重量計	3,776,547	3,612,099	3,430,472	
報奨金 (円)	実施団体	16,770,640	16,044,788	15,327,878	
	回収業者	7,506,488	7,180,617	6,857,007	
拠点回収	回収量 (kg)	新聞紙	50,180	42,590	23,895
		雑誌	47,770	35,490	20,910
		ダンボール	42,680	32,079	19,740
		飲料用パック	70	93	51
		雑がみ	4,290	2,380	475
		古紙類計	144,990	112,632	65,071
		金属類	-	-	-
		びん類	- (-本)	- (-本)	- (-本)
重量計	144,990	112,632	65,071		
重量合計(kg)		3,921,537	3,724,731	3,495,543	

## 平成29年度 鶴岡市使用済小型家電品回収事業実績

## H29

品目	休日見学会 (台)	環境フェア (台)	小計 (台)	拠点回収 (台)	合計 (台)
パソコン	3	37	40	89	129
携帯	2	24	26	35	61
ビデオカメラ		3	3	12	15
デジカメ		6	6	12	18
ゲーム機		3	3	—	3
CD・DVD		7	7	7	14
チューナー		2	2	1	3
ワープロ		7	7	15	22
計	5	89	94	171	265
人数	3人	36人	39人	69人	108人
重量	5 kg	365 kg	370 kg	580 kg	950kg

## H28

品目	休日見学会 (台)	環境フェア (台)	小計 (台)	拠点回収 (台)	合計 (台)
パソコン	11	65	76	106	182
携帯	2	44	46	74	120
ビデオカメラ	2	1	3	1	4
デジカメ	1	7	8	10	18
ゲーム機		2	2	1	3
CD・DVD		17	17	17	34
チューナー		2	2	6	8
ワープロ		19	19	13	32
計	16	157	173	228	401
人数	5人	55人	60人	80人	140人
重量	56kg	534kg	590kg	920kg	1,510kg

## クリーン作戦実績

	年 度	実施件数	参加延べ人数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	27年度	124	6,312	18,506	1,335
	28年度	117	7,648	18,755	1,088
	29年度	103	6,268	17,535	857
藤島地域	27年度	39	1,325	340	147
	28年度	42	1,351	250	180
	29年度	39	1,301	352	154
羽黒地域	27年度	121	3,907	573	443
	28年度	118	3,716	568	504
	29年度	118	2,811	380	225
榑引地域	27年度	23	1,051	216	106
	28年度	22	992	286	138
	29年度	20	877	294	143
朝日地域	27年度	1	1,371	310	180
	28年度	1	1,225	400	157
	29年度	1	1,225	400	157
温海地域	27年度	56	5,227	16,660	1,674
	28年度	48	4,826	9,731	1,051
	29年度	55	4,920	11,239	841
合 計	27年度	371	19,193	36,605	3,885
	28年度	348	19,758	29,990	3,118
	29年度	336	17,402	30,200	2,377

## 不法投棄について

	年 度	件 数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	27年度	45	51	449
	28年度	36	134	227
	29年度	46	41	852
藤島地域	27年度	2	15	10
	28年度	1	—	—
	29年度	3	—	—
羽黒地域	27年度	1	—	—
	28年度	1	—	—
	29年度	2	—	—
櫛引地域	27年度	3	50	7
	28年度	3	2	13
	29年度	2	—	—
朝日地域	27年度	1	—	—
	28年度	2	—	—
	29年度	1	—	—
温海地域	27年度	6	—	23
	28年度	6	—	—
	29年度	4	1	60
合 計	27年度	58	116	489
	28年度	49	136	240
	29年度	58	42	912

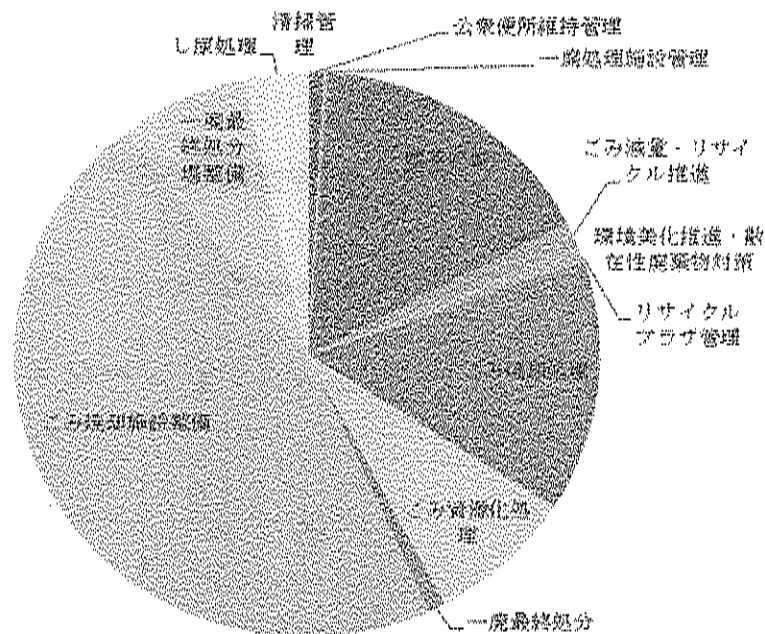
※可燃・不燃重量 (kg) は市回収量

## (2) 平成30年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について

平成30年度の廃棄物行政に係る予算は、2,180,711千円となっている。今年度から本格的な工事に入ったごみ焼却施設整備事業が総予算の46.3%を占め、塵芥収集事業16.3%、ごみ焼却処理14.4%と続いている。

平成30年度廃棄物対策課予算

事業名	金額(千円)	割合(%)
清掃管理	1,032	0.0
公衆便所維持管理	16,769	0.8
一廃処理施設管理	5,203	0.2
塵芥収集	355,167	16.3
ごみ減量・リサイクル推進	32,379	1.5
美化推進・散在性廃棄物対策	12,764	0.6
リサイクルプラザ管理	4,370	0.2
ごみ焼却処理	313,118	14.4
ごみ資源化処理	177,805	8.2
一廃最終処分	22,727	1.0
ごみ焼却施設整備	1,010,330	46.3
一廃最終処分場整備	151,694	7.0
し尿処理	77,353	3.5
計	2,180,711	100



## I. 清掃管理事業・一廃処理施設管理事業

1. 本年 3 月に策定・告示した「平成 30 年度実施計画」に基づき、廃棄物行政に係る事務事業の円滑な執行のため、情報収集・交換、研修などを行う。
2. 一般廃棄物の適正処理を進めるため、民間事業者に対する一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業の許可に関する事務を実施する。

## II. 公衆便所維持管理事業

本市所管の公衆便所 188 箇所の中の 89 箇所について、地元自治会等に委託して、その清潔保持及び建物等の保全に努める。

## III. 塵芥収集事業

1. 一般家庭から排出される家庭系ごみの収集運搬業務は、市内 17 区域・18 事業に分けて民間業者に委託し、各町内会や自治組織等が管理する約 2,450 箇所のごみステーションから収集する。
2. 指定ごみ袋の製造及び販売、請求・収納を実施する。
3. 生し尿については市内全域を 3 地区に分割し、民間 3 業者による約 2,300 世帯からの速やかな収集運搬を実施し、浄化槽については適切な清掃及び汚泥運搬を促進して快適な生活環境を保持する。

## IV. ごみ減量・リサイクル推進事業

排出抑制・再使用・再資源化の 3 R (スリーアール) の実践を啓蒙、普及させ、ごみ減量を推進する。

1. 地域におけるごみの適正排出指導と啓発を担っている廃棄物減量等推進員と連携しながら、ごみステーションの早朝立哨指導やごみ分別講習会など、市民に直接関わっていく活動を実施し、ごみの適正分別、減量推進の啓発に努める。
2. 地域の集団資源回収運動を支援するとともに、拠点回収と併用しながら廃棄物の減量とリサイクルを推進する。特に、雑紙類は資源回収品目であることの周知徹底を行い、廃棄物から資源物への移行を進める。
3. マイバッグ運動などリデュースの意識は市民に定着してきたが、更なる広がりを目指し引き続き啓蒙活動を実施する。
4. ごみ資源化処理施設（鶴岡市リサイクルプラザ）を活用した体験教室や休日見学会等を継続実施するとともに、ごみステーションにおける早朝立哨指導やごみ分別出前講座等、積極的に市民に関わっていく活動を展開し、市民への環境意識啓発に努める。
5. びん類の適正分別について指導と広報を強化し、資源化率の向上を図ることにより、最終処分場への不燃残渣搬入量の減少に努める。
6. 生ごみの水切りの徹底とともに、食材の使い切りや料理の食べ残しを減らす、いわゆる食品ロスの削減について、市民の認知度を高める活動を行う。



7. 市内事業所から排出される事業系廃棄物については、廃棄物処理法に則り事業者自らの責任において適正に処理されるよう、引き続き啓発・指導を行う。
8. 「ごみ有料化」については、ごみ減量・資源化の推進する視点から引き続き調査・検討する。

#### V. 環境美化推進及び散在性廃棄物対策事業

不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦等を通じた地域美化意識の醸成に努める。

1. 地域の環境美化の促進及び市民の環境保全意識高揚のため、5月30日の「鶴岡市ごみゼロ大作戦」や市民一斉清掃、道路や公園などの公共施設を対象とした「鶴岡市クリーン作戦」を推進する。
2. 庄内地区不法投棄防止対策協議会及び鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク連絡会議の構成関係機関と連携を図り、あわせて、廃棄物減量等推進員の地域巡回等による情報収集を実施し、不法投棄の防止や原状回復に努める。
3. 山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸清潔度のランク向上に努める。

#### VI. ごみ焼却処理、ごみ資源化处理、一般廃棄物最終処分及びし尿処理事業

各種消耗品類の購入、設備の修繕や保守点検業務委託及び運転管理委託を行う、既存4施設の適正な運転・維持管理を行う。

##### 1. ごみ焼却施設

平成26年度から実施している計量の窓口業務、夜警業務等を含めた民間事業への全面委託を継続し、燃やすごみを焼却処理する。

##### 2. ごみ資源化处理施設（鶴岡市リサイクルプラザ）

平成17年度に供用開始した施設の運営業務を株式会社鶴岡地区クリーン公社に委託し、燃やさないごみの資源化处理を推進する。

##### 3. 岡山一般廃棄物最終処分場

平成9年度に稼働開始した処分場において、燃やすごみの焼却に伴って発生する灰及び不燃物の中間処理に伴って発生する残渣類を埋立処分する。

##### 4. し尿処理施設

平成22年度に開始した施設の運転管理の民間委託を継続して生し尿等を処理する。

## VII. 新たな廃棄物処理施設の整備

### 1. ごみ焼却施設

- ・ 24年度 ごみ焼却施設長寿命化計画策定業務委託
- ・ 25年度 循環型社会形成推進地域計画及び施設整備基本構想策定
- ・ 26～27年度 ごみ焼却施設整備計画策定業務等委託（2ヵ年事業）  
（ごみ焼却施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査）
- ・ 28～29年度 事業者選定支援業務（2ヵ年事業）
- ・ 30年度 事業着工  
施設整備・運営事業 工事概要 別紙資料のとおり

### 2. 最終処分場

- ・ 26年度 適地事前調査
- ・ 28年度 基本計画の策定
- ・ 29年度～ 用地測量、地質調査、生活環境影響調査、基本設計及び実施設計  
施設整備の概要 別紙資料のとおり

# 鶴岡市ごみ焼却施設整備・運営事業 工事概要

本事業は、新たな施設の建設及び運営にあたって市が策定した5つの基本方針のもとで、施設的设计・建設・運営を一括して行う公設民営のDBO方式によるごみ焼却施設の建設と、竣工後20年間の運営・維持管理を行う事業であり、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会を構築するため焼却による熱エネルギーを利用した発電を行なうものです。

## ●施設整備の基本方針

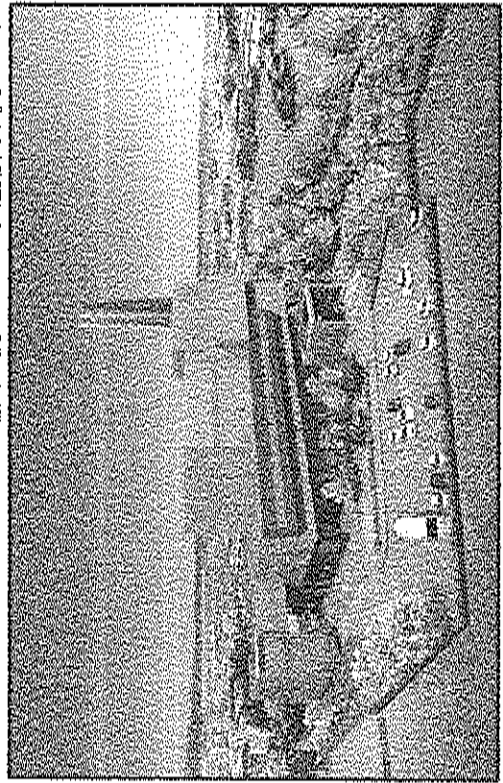
5つの基本方針を掲げて本事業を推進しています。

- 1) 安全に配慮し、長期の安定稼働を自指す施設
- 2) 経済性に優れた施設
- 3) 熱エネルギーの効率的回収と効果的な活用
- 4) 環境保全に配慮し、周辺環境と調和した施設
- 5) 災害に強く、住民から信頼される施設

## ●ごみ焼却施設の概要

【建設場所】鶴岡市宝田三丁目13番6号  
 【施設規模】160t/日(80t/日×2炉 1日当たり24時間)  
 【処理対象物】生活系可燃、事業系可燃、可燃残渣、しほ、し尿汚泥  
 【処理方式】全連続運転転炉式(ストローカ式)  
 【供用開始予定】平成33年4月

## ●完成予想図



※煙突の高さ59m、屋根の高さ32m

## ●建設工事業者

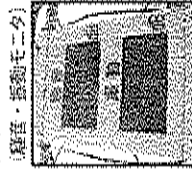
日立造船・佐藤工務・鶴岡建設特定建設工事共同企業体  
 (代表企業：日立造船株式会社 東北支社)

## ●事業スケジュール

年度	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
マイルストーン	契約 (3月)	新体制 (17月)	工事着工 (3月)	竣工 (11月)
設計			プラント設計 (11月)	
既存施設用仮設焼却工事				
事業実施区域造成工事				
土不・建設工事				
焼却設備工事				
設備転				

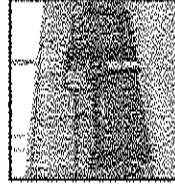
## ●工事期間中の騒音、振動、粉じん、濁水各種対策

①騒音・振動連続測定モニタを設置することにより、工事中の騒音、振動を常時モニタリング。



②国土交通省認定の低騒音・低振動型大型建設機械の採用。

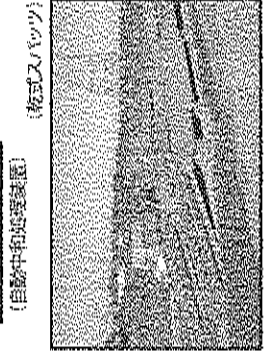
③建築地下工事などで発生する汚水は、沈砂槽・自動中和処理装置で規制値以下まで処理し放流。



④工事車両出入口付近に乾式スバッツを設置し、周辺道路への泥土の持ち出しを防止。場内は散水、清掃を行い、粉じん飛散を防止。

⑤粉じんの飛散が特に懸念される土工事情期間中は、西側の住宅地に隣接し、敷地西側の仮囲い(鋼製フラットパネル)の上部に防じんネットを設置し、粉じん飛散量を抑制。

(自動中和処理装置)



(乾式スバッツ)

## 鶴岡市一般廃棄物最終処分場整備事業概要

本市岡山一般廃棄物最終処分場は、供用開始から21年以上経過し、埋立残余容量が残りわずかとなっております。新たな処分場の整備が課題となっております。

そのため、上郷地区大荒字荒沢前地内を予定地とし、自然環境や生活環境に配慮し、災害防止も十分に考慮した形で、新たな最終処分場の整備を進めています。

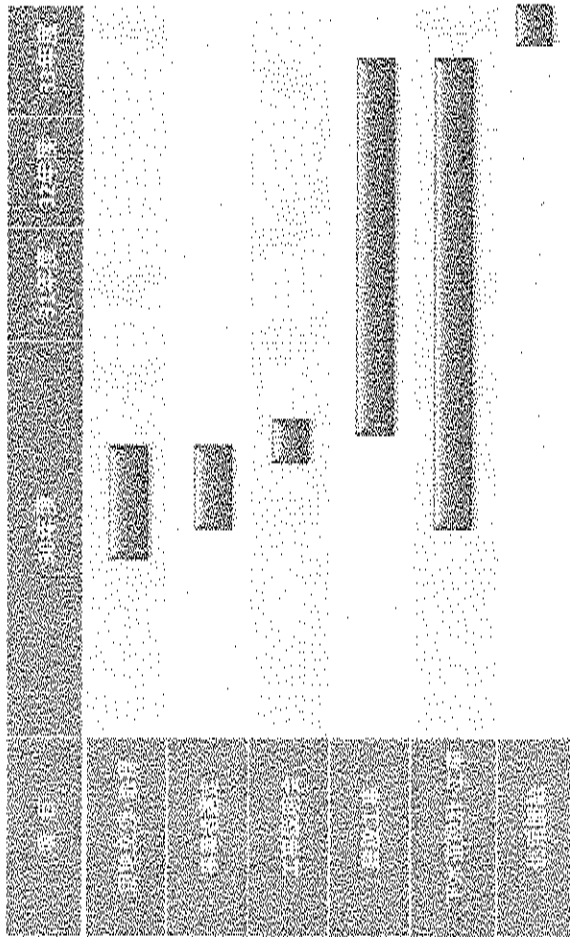
### ● 基本的事項

埋立対象物	焼却灰、ばいじん、不燃残渣
埋立期間	平成33年度から15年間
埋立面積・容量	面積 16,600 m <sup>2</sup> 容量 約130,000 m <sup>3</sup>
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立工法	サンドイッチ・セル方式

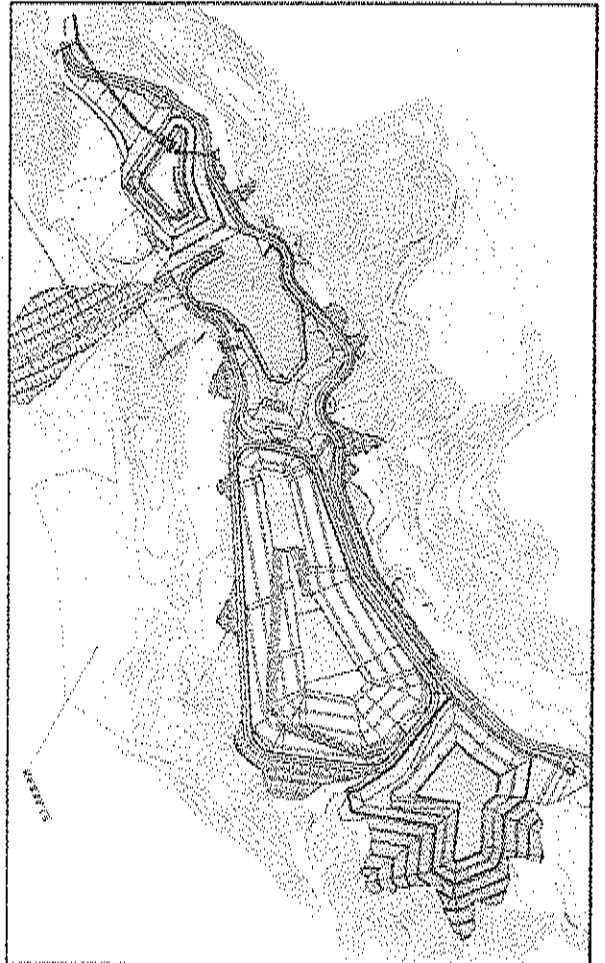
### ● 主要設備

貯留構造物	土堰堤
遮水工	構造 : 二重遮水シート構造 設備 : 漏水検知システム
浸出水処理施設	能力 : 150 m <sup>3</sup> /日 放流先 : 公共下水道に接続
搬入道路	位置 : 国道7号から最終処分場までのアクセス道路を新設
防災設備	形状 : 防災調整池の設置

### ● 施設整備スケジュール (見込)



### ● 最終処分場のイメージ



## 可燃ごみ減量啓発について

## ○食品ロス削減啓発

## (経過)

昨夏に全戸配布した「ごみの分け方・出し方」ガイドブックで、「食品ロスをなくしましょう」と呼びかけて以降、昨年9月に開催した環境フェアつるおかに食品ロス削減コーナーを新たに設けたり、年4回発行のエコ通信でその時節に応じた食品ロス削減の具体例を紹介したり、市ホームページへ掲載したりなど、食品ロスの意識付けと削減実践についての市民への啓発を行ってきた。

一方、2011年に長野県松本市で始まった、宴会などでの食べ切りを推奨する「30・10（さんまるいちまる）運動」が全国的に注目され、山形県が進める「ごみゼロ山形県民運動」にも、平成28年度の実施方針から盛り込まれていることから、この運動についても食品ロス削減の有効な活動としてPRをしてきた。なお、30・10運動については、鶴岡商工会議所も平成29年から組織として取り組んできており、徐々に浸透してきていると思われるが不十分。

## (内容)

「食品ロス」を意識するだけで市民の行動は変わると思われる。「食品ロス」の認知度を高めることを重点に、以下の項目などに取り組む。

- ① 「ロス」＝「もったいない」を強調するなど、経済的インセンティブ（動機付け）にも働きかけながら、エコ通信や市ホームページ、市広報などの媒体を通じて、定期的に情報発信する。
- ② ユネスコ創造都市ネットワークに加盟している本市は、食文化創造都市として食品ロス削減に対して一定の貢献が期待される立場にあることから、庁内担当部署と情報共有や調整を行いながら推進していく。
- ③ 国、県、他市町村などが提供しているツールを効果的に利用してPRを推進する。30・10運動などの食べ切り運動については、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が全国の自治体で組織されており、同協議会に参加するメリットも検討しながら食べ切り運動を推進する。

## ○事業系一般廃棄物の適正排出啓発

## (経過)

今年7月、焼却処理施設への搬入ごみの目視検査を実施したところ、事業系一般廃棄物として搬入されたごみの中に、本来産業廃棄物として処理されるべき廃プラスチック系ごみが散見された。

また、事業所から排出されたと思われるごみ袋が町内会等のごみステーションで見つかったり、処理施設での搬入の際に発見されたりすることが後を絶たない。

廃棄物処理法第3条では、事業者の責務として「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、改めて適正排出・処理についての啓発が必要である。

## (内容)

- ①市焼却施設へ自己搬入する事業者については直接、許可業者へ収集運搬を委託している事業者については許可業者を通じて啓発チラシを配布し、事業系ごみの適正排出・処理を改めて要請する。
- ②事業所から排出されたごみはごみステーションに出せないことを明示した看板を作成し、町内会等の協力を得ながらごみステーションに掲げてもらう。